ライブラリーコーナー資料貸出条件

- 1. 修繕、改造その他物品の現状の変更がないようにすること。
- 2. 目的以外の使用はしないこと。
- 3. 貸出期間満了日までに、指定の場所へ返納すること。
- 4. 借受人が貸出条件に違反したときは、環境ミュージアムの指示に従って貸出資料を返納すること。
- 5. 紛失又は損傷した場合は、直ちに環境ミュージアムへ連絡し、指示に 従うこと。その原因が借受人の故意又は重大な過失によるもので あると環境ミュージアムが認めたときは、借受人はその負担において、 損害を弁償すること。

<問い合わせ先>

北九州環境ミュージアム

北九州市八幡東区東田2丁目2-6

TEL:093-663-6751 FAX:093-663-6753

く作成者>

北九州市環境局総務政策部環境学習課 環境学習係 TEL:093-582-2784 FAX:093-582-2196